

平成23年第1回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成23年3月10日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第2 4 一般質問

◎出席議員（17名）

議 長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	浅 水 輝 彦 君
	1 番	石 田 通 行 君	2 番	今 村 則 康 君
	3 番	清 野 嘉 之 君	4 番	林 照 雄 君
	5 番	黒 坂 貴 行 君	7 番	岩 上 孝 義 君
	8 番	山 田 和 夫 君	9 番	岩 澤 武 征 君
	1 0 番	杉 本 信 一 君	1 1 番	山 谷 敬 二 君
	1 2 番	高 橋 眞 千 子 君	1 3 番	荒 井 範 明 君
	1 4 番	阿 部 君 枝 君	1 5 番	奥 田 稔 君
	1 6 番	高 橋 義 詔 君		

◎欠席議員（1名）

6 番 松 田 良 一 君

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 委 員 会 長	富 永 史 朗 君
代表監査委員	秋 保 利 勝 君	委 員 長	石 丸 政 雄 君
		農 業 委 員 会 会 長	

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	高 橋 義 久 君
民 生 部 長	磯 貝 勝 幸 君	経 済 部 長	高 嶋 朝 雄 君
経 済 部 技 監	松 井 雅 弘 君	総 務 部 参 与	佐 藤 優 君

《平成23年3月10日》

滞納対策室長	藤江敏博君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	岡村宏君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
保育課長	安江陽一郎君	農政林務課長	村本秀敏君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	会計管理者	松本妙子君
水道課参事	岸野博美君	生田原総合支所長	石川弘美君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
丸瀬布総合支所産業課長	山崎由也君	白滝総合支所産業課長	加藤雅史君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
総務課長	松橋行雄君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	吉田博之君
農業委員会事務局長	森田英俊君	選挙管理委員会事務局長	吉田博之君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	伊藤雅彦君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成23年3月10日》

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は17人であります。松田議員より欠席の届け出があります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、石田議員、高橋眞千子議員を指名します。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 大変失礼しました。きのうの議案第17号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計の予算説明において、第2条の地方債の説明が漏れておりましたので、説明の追加をさせていただきます。

第1条の説明に続きまして、第2条、地方債につきましては、第2表、地方債により御説明いたします。

以上を加えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 議長において精査いたします。

◎日程第24 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第24 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、1問1答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、石田議員。

○1番（石田通行君） ー登壇ー

それでは、通告をいたしました一般質問をいたしたいと思っております。

一つ目に、南小学校の屋内体育館の耐震化改修についてお伺いをしたいのであります。

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした建築基準法に基づき、遠軽町では初の公共建築施設の耐震化改修工事を、新年度において大規模改修も含めおよそ9,000万円を投じ、南小学校屋内体育館の改修計画が示されておりますが、その耐震化改修の概要を伺いたいのでございます。また、同校校舎の耐震化はどのようになっていますか、あわせて伺いたいと思っております。

次に、二つ目でございますが、旧遠軽小学校の校舎、給食室の利用計画について伺います。

平成22年度に旧郁凌高校に移転した遠軽小学校の児童・生徒に安全・安心な学校給食

を提供する目的で、給食室を平成23年度に同校舎に隣接して新築をされる計画をされておりますが、これが完成後移転後の給食室、旧校舎及び旧校地の利用計画をどのようにしていくのか考え方を伺いたいのでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

石田議員の1番目の御質問であります南小学校屋内体育館の耐震化改修について、お答えをさせていただきます。

南小学校校舎は、昭和52年から54年にかけて建設され、築30年以上経過し、老朽化が激しいことから、今回改修工事を計画したところであり、平成22年度予算で調査設計を実施し、平成23年度から平成25年度の3カ年で改修工事を実施するものであります。

平成23年度につきましては、屋内体育館の改修と耐震補強工事を予定しており、耐震補強工事、屋根の改修、外壁塗装、床の改修、トイレ改修、照明改修等を予定しております。

御質問の耐震補強工事の概要につきましては、昨日の平成23年度予算の説明の中でお話をさせていただきましたので、この件については省かせていただきます。

なお、同校の校舎につきましては、さきの耐震診断結果により、耐震性能ありと診断されたことから、耐震補強工事については工事を予定していないことを申し添えさせていただきます。

2番目の御質問であります旧遠軽小学校の校舎、給食室の利用計画についてお答えいたします。

遠軽小学校は昨年の7月、現在地に移転し、本年度の2学期から授業を開始いたしました。現在、旧遠軽小学校につきましては、給食施設のみが稼働しておりますが、平成23年度において現在の遠軽小学校に給食施設を新たに整備し、平成24年4月から供用開始する予定で進めていることから、この給食施設の移転後には旧遠軽小学校は学校施設としての用途を廃止したいと考えております。

御質問の旧校舎等の利用計画につきましては、現在までに学校施設としての用途廃止後の活用計画についての具体的な協議は行っておりませんが、教育委員会といたしましては、公共施設の適正配置の観点から、町全体の中で施設の有効活用方策について、広く検討していくことが望ましいと考えているところであります。

また、現在、遠軽町文化センター等を考える会を中心に、施設建設の是非や、あり方などについて検討されておりますが、考える会での今後の議論の中で旧遠軽小学校の活用についても検討される可能性も否定できないことから、当分の間はその推移を見守っていくことになるのではないかと考えているところでありますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

《平成23年3月10日》

以上でございます。

(荒井議員より「議長、議事進行」と発言あり)

○議長(前田篤秀君) 荒井議員。

○13番(荒井範明君) 今の石田議員の質問に対しての答弁の中で、1番目の質問に関する耐震の関係ですけれども、教育長のほうの答弁の中に、前段で説明したから今回割愛しますというくだりがありましたけれども、この一般質問は議長が許可して質問させているわけですから、質問者が先に答弁があったから、説明要りませんというのでしたら別ですけれども、答弁者が勝手に、さきに前段で説明したから割愛しますというふうにはならないのですよ。簡単でもいいからさっきの耐震についてはふれるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時10分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

議事進行の発言により、一応教育長より再答弁をしていただきます。

河原教育長。

○教育長(河原英男君) ー登壇ー

先ほどの私の答弁の中に不手際がございましたことを、おわび申し上げます。改めて関係の部分について再度お答えをさせていただきます。

御質問の耐震補強工事の概要であります。平成21年度に実施した耐震診断結果で、屋内体育館が屋根の筋かいの耐力不足等があり補強が必要と診断されたことから、耐力不足部分の補強を行うものでありまして、地震時の児童の安全性を確保するとともに、避難場所として地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い建物とするための工事を行うものであります。

工事の概要は、施設の内側に設置されている屋根及び壁の筋かいのうち、耐力不足の筋かいの取りかえと、数の不足する筋かいを新設するものであります。具体的には、取りかえを要する小屋筋かい14カ所、新設を要する小屋筋かい8カ所、取りかえを要する壁の筋かい8カ所、新設を要する壁の筋かい2カ所の補強工事を行うものであり、使用する筋かいはL字型の鉄骨であります。

以上です。

○議長(前田篤秀君) 石田議員。

○1番(石田通行君) それでは、幾つかお尋ねをしていきたいと思えます。

教育長は、筋かいという表現・文言を言われておりますが、大変恐縮ですが、この筋かいというものはどのような役割を果たされるものでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 松橋総務課長。

《平成23年3月10日》

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 御質問にお答えさせていただきますが、私のほうの認識といたしましては、地震等による揺れを抑えるといいますか、そういうように建物の鉄骨の間にクロス型というのでしょうか、十字型に建てまして揺れを防ぐというような役割を持っているものと認識しております。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 筋かいというものは確かに、今総務課長言われるような役割を果たされると思います。教育長の答弁の中で、小屋関係の筋かいもつけるという話をしましたが、これは委員会では説明を受けたときには、屋根裏、小屋裏に筋かいをつけるという話でなかったのですけれども、本会議ではそのように言われてますから、そうするのでしょうか。壁の筋かいというのと、屋根につける筋かいは同じような目的が発するものだと思います。したがって、それは建物が地震時に揺れを起こす、それを防ぐために使われるものですよね。そうですね、総務課長ね。それで、基準に当てはめていくということだと思います。そこで、現在の南小学校の屋体の震度はどの程度に耐えられるような理解をしてみましたか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 現在の第2次診断の診断結果でございますが、結果としては0.28以下という形になっておりますので、基準では地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い建物であるというふうに認識しております。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 何か最近随分地震が起きているのですが、どの程度の震度に耐えられる地震を想定しているかということを知りたかったのですが、中程度の地震となりますと震度5程度の地震というふうに理解していいですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 御質問のありました中程度の地震というのは、建築基準法のほうでは、中地震時ということで震度5程度というふうなうたわれておられて、建物に損傷が発生しないようにするというように規定されているとは思いますが。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 今現在の屋体の震度に耐えられるというのは、今言いましたように震度5強程度なのですね。と私は思っているのですよ、違ったら言ってください。そうしますと、現在の基準は、震度5強程度に耐えられるわけですから、今度新耐震はどの程度の地震に耐えられるように計画されているのですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 今回の工事につきましては、文部科学省が公立学校施設の耐震改修の補助要件としております、地震時の児童・生徒の安全性、それから避難場所としての機能を考慮しまして、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い建物とするために、補強後のIS値でございますが、このIS値というのは議員も御存じだと

と思いますが、あえて御説明させていただきますが、建物の耐震性能をあらゆる指標でございまして、地震に対する建物の強度や地震力に対する建物の粘りだとか変形能力、これが大きいほど指標も多くなるというふうな形になっておりまして、今回の工事につきましては、補強後 I S 値 0.7 を超える補強を目指しているものでございます。

なお、この数値につきましては、本工事の実施設計におきましても、建築物の耐震診断判定及び耐震改修計画評定委員会におけます評定を受けまして、本改修は妥当なものとの評定を受けているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） なるべく専門用語を省いていただきたいと思いますので。0.7とか0.8とかと私そういったこと余り興味ないのですね。要するに、新耐震にするための基準というものは要するに特徴として、大規模な地震で倒壊ですとか、崩壊のしないようにするというのが目的であって、それに向かって計画されているのかと、こう思います。そうなりますと、震度が6強から7程度に耐えていくのだと、こういうふうに言われてますが、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 先ほど、私どもの工事のほうは I S 値ということで、0.7ということで御説明させていただきましたが、I S 値 0.6 以上 7 というのは地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。それから、議員今おっしゃいました建築基準法のほうでは、大地震時震度 6 強程度、これにつきましては、建物に部分的な損傷は生じるものの倒壊などの大きな損傷を防ぎ、人命が失われないようにするというような規定がございますので、I S 値の目安とこの建築基準法の震度が単純に比較することはできませんが、私どもの認識としましては、大地震時の震度 6 強で中震度の震度 5 程度はもとより、大地震時の震度 6 強程度に耐えられる工事を想定しているところでございます。

なお、こちらにつきましても、先ほどの設計業者との打ち合わせの際に、私どもも詳しくわからない点もございますので、一般的なものとして設計業者のほうにも確認をいたしておりますが、設計業者のほうも私どもと同じような認識の方から、いろいろ相談されるという形がありますので、設計業者につきましても同様な認識を受けているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 大体概要わかったのですが、壁ですとか屋根ですとか、そういったものの補強はわかったのですが、あわせて考えなければならないのが基礎関係は、これはどうなのですか、ちよさなくてもいいのでしょうか。新しい耐震基準に当てはまっているから、今回ちよさないということなののでしょうか。また説明漏れなのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） この点につきましては、先ほどの耐震の診断結果、これにつきましても、筋かいのほうは耐力不足というふうに診断を受けておりますので、設計業者のほうにも確認しましたが、基礎等の問題につきましては、ないということで、筋かいを補強すればこの強度が得られるというふうに回答をいただいているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） そこで、新耐震化によって工事をするわけですが、この屋体での関係で万が一にも地震が発生した場合の移動時の円滑を図るため、バリアフリーの関係というものはどのようにお考えになっておられますか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 今御質問のほうの回答ですが、現在の計画の中では床等の改修とか、そういう形は計画しておりますが、具体的にその御指摘がありましたように、バリアフリーのための措置だとかという形は、現在のところ考えていないところでございます。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） なぜ考えないのか、ちょっとわかりませんが、要するに建築物の耐震改修の促進に関する法律関係というものがございまして、これらでは、バリアフリーというものも当然考えていかなければならないというふうなうたわれているのですが、せっかくこの機会に構造のほうはクリアするけれども、バリアフリーのほうはクリアしないというのはいかなるものかと思いますが、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 議員のほうの御指摘ございましたそのバリアフリーのほうにつきましては、私どものまだ認識不足でございます。今後検討させていただきながら、やっていきたいと考えております。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） そういったことでございますので、ぜひその辺も考えながら進めたいと、こう思っております。

そこで、今後遠軽町において想定される地震の被害というものは、これは南小学校屋体に限ってのお考えで結構でございますが、どのようなことを考えておられるか、お尋ねをしたいと思っております。わからなければ結構ですよ。次に進みますから。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 先ほどからお答えしていることになると思いますが、地震に対して倒壊または崩壊する危険性がないという形の校舎で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 次に、地震時において総合的な建築物の安全対策として、いろいろこれあると思うのですが、敷地の安全対策だとか、あるいは家具類の転倒防止の対策ですとか、これいろいろあると思うのですけれども、この辺の対策というものはどのようにお考えになってますか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） この点につきましては、学校も日常的に避難訓練等も実施されておりますし、今後、また地震等に対して倒壊等の際に崩れるとか、そういう形がないように、部品等きちっと固定するなり、片づけるなりという形で指導していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 遠軽町の地震の履歴を見ますと、これ震度3以上の関係です。震度3以上の関係を見ますと、昭和31年から平成16年まで12回発生しています。ほとんどが震度3、そして4ということです。ですから旧耐震で耐えてきているわけですね。そこで、新しく今耐震法を盛んに議論しているのですけれども、万が一にもそういったような地震が来たときに、敷地関係も相当に心配されると思いますが、南小学校特に粘土質でございますので、その辺の関係はどのように考えられておられますか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 先ほどの土地の関係でございますが、今回につきましては建物の耐震診断結果しか実施してない状況でございます。

なお、町のほうの耐震改修、私どもが言うことではないとは思いますが、耐震改修促進計画につきましても、建物については対象としておりますが、土地の関係についてはふれてないという形がありますので、今の段階で私どもではちょっとお答えできないと思います。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 建物に関する耐震についてはそのとおりなのですが、地震が起きた場合には当然、校地の中等に避難するわけでしょうから、特に敷地の粘土質などについては、液状化まで発生するかどうかは別にしても、何らかの被害があるということも想定をしておかなければ、先ほど来お聞きしてますような避難、その他の関係でも、当然お考えになっていかなければならないことでないかなと思って、お聞きをしております。

次に、校舎等のほうは、新耐震基準に合ってるということでしたよね。

《平成23年3月10日》

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 校舎のほうにつきましては、先ほど申ししております耐震診断、2次診断のほうで結果としては、耐震性能ありということで報告をいただいているところです。（石田議員より「新耐震でオーケーだね」と発言あり）そうです。新耐震に向けて耐震化の2次診断を行っておりますので、それに対しては耐震性能ありということで、報告をいただいております。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） しつこいですが、校舎等のほうは新耐震化基準に合っているということを再度確認させてもらいますけれども、いいですね。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 私どもは先ほどの耐震診断の2次結果という形で、平成21年に実施している耐震診断結果で、そのような性能ということで報告を受けているということです。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 私のほうは、2次だろうが3次だろうが、そんなことちょっとわからないのね。要するに新耐震化に適合しているのですねと、念を押しているのですよ。そうしますと、今後の計画の関係は耐震化のほうは考えなくていいわけですよ。当然そういうことですよ。よろしいのですね、どうですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） ただいま報告しました基準でいきますと、改修の必要はないというふうに認識しております。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） それでは、次に給食室のほうをお尋ねしたいと思いますが、これは給食室のほうができから、文化センターの考える会等々でもいろいろとお考えになってますということでございますが、今現在校舎のほうは要するに何も使われていない状態ですね。これらの関係で使われたいという希望があつて、その場合にはどのように対応されますか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 現在の旧遠軽小学校の校舎のほうでございますが、給食等につきましては、一部稼働しておりますし、それから車庫の関係で一部給食等の中で区切って使っているところがございます。現段階では、旧遠軽小の備品、旧郁凌高校の備品等を各教室等に入れておまして、その中で教室等が埋まっているという現状でございますので、そちらのほうにつきましては、現在希望があつても、ちょっとすぐには対応できない状況でございます。あと水道につきましては、貯水槽のほうの水を抜いておりますので、校舎とそれから屋内体育館のほうにつきましては、水が出ない状況、当然電気の方も切っている状況でございます。暖房も外しながら、いろいろなところで活用し

《平成23年3月10日》

ているという状況でございます。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） この旧遠軽小学校ですね、これを使うとするとまたいろいろな基準に当てはまるかどうかということの、心配もなされていくのかと思いますが、そういったことは心配なさらなくてもいいのですか、どうですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 先ほどの御質問等のほうにもなるのですが、耐震診断結果、これにつきましては遠軽小学校、校舎、体育館とも要補強という診断が出ております。なお、遠軽小学校移転前のその年、昨年ですが、吸水管等が古くなっているという形で、小さい穴があいて破裂がもしかしたらするというふうな形で、ちょっと心配した点もございますので、そのような形の改修等は当然必要となってくると思っております。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 仮に使うということになれば、後でね、使うとなれば、改修程度の改修では済まないような気がします、考える会の御意向等、いろいろな総合的に判断していかなければならないと思いますが、ただ、間違いなく考えられることは今言われるような構造的なものの補強はしなければ、使っていけないのだということだけははっきりしていますね。ということではないでしょうか、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 診断結果がそういうふうに出ておりますので、もし必要となれば、そういうようなことも想定されるかなと思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で、石田議員の質問を終わります。

通告2番、高橋義詔議員

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

通告に従いまして、私のほうから1点について御質問をさせていただきます。

スポーツ・文化振興事業費交付基準等の見直しについてであります。

遠軽町が定めている学校体育文化活動の振興やスポーツの振興を目的とした助成金制度により、町内の多くの児童・生徒が町の支援を受けて、全国大会や全道大会において活躍しております。中でも、遠軽高校ラグビー部の花園出場や、先般、福島県猪苗代で開催されました全国中学校スキー大会において全国優勝の快挙を達成できたのも、遠軽町の応援があつてのことと感じているところであります。

しかし、この制度でございますが、出場する種目や大会日程などによっては、補助対象となる経費が限定的であり、実際にかかる経費に対しての助成が不十分であると感じております。種目によっては、楽器や用具の運搬経費や、指導者等、練習場借り上げなどの経費が必要な場合もあると思いますが、補助対象経費の見直しを含め、基準などを見直す考えはございませんか。

以上です。

《平成23年3月10日》

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

高橋議員の御質問であります、スポーツ・文化振興事業費交付基準等の見直しについてお答えをいたします。

町内の児童・生徒が、スポーツなどの全国、全道大会に出場する場合は、参加する大会などによって三つの基準等により、参加費の助成を行っております。

一つは、小中学校の児童・生徒及び教員が中体連や吹奏楽連盟主催の大会に出場する場合の助成要綱として、学校体育・文化活動参加経費負担要綱があります。二つ目は、町内小・中・高の児童・生徒が、国、地方公共団体、または公共的団体が主催もしくは後援するスポーツ大会に出場する場合の助成基準として、スポーツ振興事業費交付基準があり、三つ目に、同様の文化関係の大会に出場する場合の助成基準として、文化振興事業費交付基準があります。

遠軽町では毎年、文化及びスポーツ関係の大会に多くの児童・生徒が出場しており、全国大会においても活動しておりますが、大会に参加する場合は、それぞれの助成基準などにより参加経費の一部を助成しているところであります。特に、全国大会につきましては、多額の経費がかかることから、スポーツ及び文化振興事業費交付基準について、昨年基準を一部改正し助成の対象となる経費の追加を可能としたところであります。

御質問の実際にかかる経費に対しての助成が不十分という点であります。スポーツ及び文化振興事業費交付基準につきましては、基準の改正により全国大会以上の大会に出場する場合について、対象経費の追加が可能となりましたので、取扱要領などにより対象経費を明確にし、より大会出場の実態にあわせた助成ができるよう見直し、保護者等の負担軽減を図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、町内の児童・生徒が北海道の代表として全国大会に出場することは、チームあるいは個人個人のたゆまない努力の成果であり、後に続く者の目標にもなりますし、指導者を初め関係者の惜しみない支援があってこそ出場できるものと思っております。それらの努力や活躍に対しては、これからも町としてできる限りの応援をさせていただき所存でありますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） 見直していただけるということで、非常に進んだなというふうに思っています。ありがとうございます。

それで、見直していただきますということなのですが、いつから具体的にいつぐらいから、それがいつ見直していただけますか。

○議長（前田篤秀君） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本健一君） 基準が三つの課にわたりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

《平成23年3月10日》

基準については早急に検討を進め、平成23年度から対応できるように見直してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） わかりました。

それで、この制度なのですが、私もいろいろな団体の関係もあって、利用させていただいたことがあるのですが、ちょっと手続に、やや面倒と言うと申しわけないのですが、ちょっと複雑な部分があるかと思っておりますので、そういった部分もできるだけ効率的に簡素に、またはスピーディーにできるような、申請を出したはよいが、後日精査もやむを得ないのですが、できるだけスピーディーな対応をできるような方法というものをとっていただけないでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本健一君） スポーツ・文化含めてあくまでも補助金でございますので、一定の手続がございますし、一定の書類が必要でございます。その中で、大会に参加が決まった場合、事前に御相談をいただきながら、できるだけ大会前に補助ができるような形で現在も進めているところでございます。やむなく大会の後にお支払いをしている場合もございますけれども、担当のほうもできるだけ早く出すように努力しておりますし、参加される方につきましては大会参加が決まった時点で速やかに御相談いただければ、早く手続が終えるのではないかなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） わかりました。

それで、ちょっと1点考え方をお伺いしたいのですが、実は遠軽高校もこの先、生徒数が減って学級の削減ということもあるのかなというふうに私自身は考えております。そこで今遠軽高校も吹奏楽、ラグビー、野球、非常に盛んで活躍しているということで、他の道内各地から選手も集まってくるということもありますので、ぜひとも、こういったこれも一つの手段でございますし、やはり遠軽町のスポーツ・文化の振興に遠軽町がより力を入れて、そういった生徒が遠軽高校に集まってきて、クラスも減らないで、遠軽高校の維持のためにもそういったことをどんどんやったらいいなというふうに私は考えているのですが、現時点で遠軽町の考え方はいかがなのか、そういう考えをお持ちであればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本健一君） 文化・スポーツに関係しますので、さらにお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、現在遠軽高校の生徒が、団体種目において、個人もそうですけれども、全国大会、全道も含めて大会に参加する場合については、遠軽町に在住す

《平成23年3月10日》

る生徒について補助対象経費として補助を行っているところでございます。

したがって、例えばよその町村から遠軽に下宿なりアパートなりを借りて、住んでいただいて、遠軽高校に通っている方については、これは補助対象にしておりますけれども、通学をしてる方につきましては、現在のところ補助対象にはしていない状況であります。

御質問の中で、遠軽高校の支援、町長のほうの公約の中にもありますけれども、生徒を少しでもふやすという、そういう観点からも、そういう人たちも対象にしたらいいのではないかというお話だと思いますけれども、現在のところ、そういう形で対象にはしていませんけれども、今後の課題としてはしっかり受けとめさせていただければというふうに考えております。あくまでもそれは遠軽高校の支援という形での検討になるのかなというふうには思います。ということで、検討課題としては受けとめさせていただきたいということで、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で、高橋義詔議員の質問を終わります。

11時10分まで、暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問者の方と答弁者、一応傍聴席のほうで、声が聞こえづらいということでございますので、マイクに近づけて、質問、答弁をしていただきましたと思います。

通告3番、山田議員。

○8番（山田和夫君） -登壇-

私のほうでは1点、生田原地域の簡易水道認可区域の拡大についてお尋ねをいたします。

生田原伊吹地区でございます、プライムいくたはら及びノルディックファームでは、現在地下水を使用しておりますが、地下水は冬期間ではどうしても水量が減少するという傾向にございまして、この両施設でも例年水量減少が発生をしております。

このプライムいくたはらにしても、ノルディックファームにしても施設の開設当初から上水道の布設を望んでいたというふうに聞いております。特にプライムいくたはらでは、隣地に北光学園が移転をしてきたことで、地下水をプライムいくたはらから北光学園に分水をしているという状況もございまして、特にプライムいくたはらでは冬期の水量減少で苦労しているというふうに聞いております。同時に、1年でも早い上水道の供給を望んでおります。

プライムいくたはら、北光学園、そしてノルディックファームの3施設に簡易水道を供給するとなれば、相当量の給水量が見込まれますから、簡易水道事業会計にもプラスになるものと思っております。

《平成23年3月10日》

今後の生田原地域における認可区域の拡大について、どのような見通しをお持ちなのかをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

山田議員の御質問にお答えいたします。

当町の水道は、遠軽を初め生田原、丸瀬布、白滝など、全体で7区域に給水しており、これらの水道施設は昭和30年代から昭和50年代前半に建設されております。

生田原地区の水道であります。昭和43年に事業認可を受け、昭和45年3月から給水を開始し、現在に至っております。水源は湧別川水系、生田原川支流、温根沢川の表流水を取水し、上水方式は緩速ろ過方式であり、ろ過池3池、配水池を2池を保有する施設であります。

水道事業の今後の計画であります。町村合併から5年が過ぎ、各地域の人口も減少していることから、計画給水人口、総合計画の将来人口2万1,000人との整合を図るとともに、計画給水量や施設整備計画など、今後の簡易水道事業の基本的な方針を策定するため、新年度において簡易水道事業基本計画策定業務委託の予算を計上したところでございます。

御質問の生田原地域における認可区域の拡大の見通しについては、プライムいくたはら、北光学園、ノルディックファームなどの区域については給水区域に含まれていないことから、計画給水人口、給水量などの見直し及び建設計画など、認可区域拡大の事務手続にまだ若干の時間が必要と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今回の町長の答弁では、ことし基本計画をつくるための調査を実施をするということでございましたが、この調査にはどの程度の期間が必要だというふうに認識しておられるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 今、町長のほうから答弁がありましたように、簡易水道事業基本計画策定業務委託ということで、本年度予算を計上させていただいております。この期間につきましては、平成23年度中にはこの業務委託は完了していくというふうに、今考えているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今回の基本計画の策定業務は平成23年度で終了するというですと、その計画に基づいて結果が出るわけですから、簡易水道いくたはらの給水施設の拡大だとかを含め検討するということになるわけですが、今現在生田原の簡水で持っている

水量と現在供給をしている水量ですね、どのくらいの差があるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） お答えいたします。

現在の生田原上水場の持つております一日最大給水量ですけれども、420立方メートルです。これに対して実績的な数字は425立方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） ということは、水量でいうと、もう満度に来ているということですね。ということは、今現在のあの施設の容積でいうと給水量はありませんから、拡大はできないと。といいますと、私の質問してますこの伊吹地区の3施設に供給をするということになると、施設の拡大ということが当然必要になってまいります、それらの計画については今後どのようになるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 生田原地区の給水区域の見直しについては、今お話のありましたプライムいくたはら地区の給水要望というのも聞いております。また、そのほかに将来的ですけれども、下水道ということも視野にいれなければならないのかなと思いますので、そういうことも含めた総合的な給水量を算出した上で、その中での施設としての現状の施設の中で、どの程度増水していかなければならないのかということも、今回のこの見直しの中である程度進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今下水道という答弁だったのですか。生田原は下水道入ってませんよね。戸別排水も含めて生田原入ってませんよね。丸瀬布と白滝だけですから戸別排水やっているのは。ということは、あの地域も含めて生田原の下水道の計画があるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） ちょっと下水道、今あるかないかという将来ですね、御質問なんですけれども、将来を見越した形の給水を1人当たりの給水量を算出するために、遠軽の一人1日当たりの給水をどの程度、何リッター使うのかという算出の中では、将来を見越したそういう1人当たりの給水量を算出する必要があるかと思ひまして、そういうことで下水道ということとさせていただきますところでありませう。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 上水道にしてもそうですし、下水道にしてもそうですが、1人当たりの使用水量の算定基礎というのがありますよね。あそこのプライムいくたはらは入所者100名の施設です。働いている方が六十七、八名ぐらいいるのですかね。そして北光学園の入所者は固定してますね。ノルディックファームもその日によって生産量は違うかもしれませんが、つくっている品物などに使う、あるいは消毒などに使う水量というもの

はある程度予測はできますよね、企業に聞けば。そういうことからすると、使用する水道の必要水量、あるいは下水道も想定すると、下水道1人当たり1日何立米使うというのは、想定基準としてありますから、それを人数に当てはめれば水量大体出るわけですから、そういった部分でいうと、規模の拡大というのはこの3施設に上水道を給水することでどの程度の規模の拡大が必要だというふうに理解されるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 御質問にお答えします。

どの程度の増設が必要かという御質問かと思えますけれども、現在の生田原市街地、プラスチックいくたはら地域の給水区域の拡大、プラスもろもろの今後の今の処理給水区域の人口の減少とか、いろいろな形で将来的な給水量というのは算出していかなければならないかと思ってます。そういうこともありまして、今現在の中で単純にそこのプライムいくたはらの増設地域の人が単純にふえるよと、だからその分何ぼの増設が必要ですかというふうに、ちょっと今この場ではお答えできないことに御理解いただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 別な聞き方をしたほうがいいですよ、施設の拡大当然必要ですから、それに対する予算の確保という問題も出てくるのだというふうに思います。しかし、ノルディックファームにしても、プライムいくたはらにしても、1年でも早い上水道の給水というものを望んでいます。今の計画というか、これから計画立てるわけですが、でいいますと、そこに行き着くまでにはおおむね何年程度したら必要なのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） ことし23年度ですね、簡易水道事業の基本計画を策定した後、その内容に沿って生田原上水場に関しての給水区域に関しての認可変更の拡大になるのですが、道そして国に対しての申請、そして最終的には国からの承認を得ると。その承認を得て初めて事業等に着手できるような形になりますので、最終的には国からの承認がいつおきるのかということが我々としては、次に行くステップですので、これが23年度中におきるのか、24年度中におきるのかということが、今ははっきり言えないことにつきまして、御理解願いたいなと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 認可の問題ですから、言われている意味はわかりませんが、基本計画が策定をされなければ認可の申請というのはできないのでしょうか。基本計画策定のための作業を進めながら認可の申請も同時に進めるということは可能なのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 作業的には不可能ではないです。ただ今回の見直しというのは、町長のほうから答弁ありましたように、総合計画という将来計画を現在の各地域の給水区域に当てはめるものですから、生田原地区だけをぼんと決めてしまうわけでもないも

のですから、全体の中に当てはめた中で生田原地区として将来どういうふうな人口になるだろうということも当然入りますので、ある程度の作業的なものはできますけれども、それだけを出して先に先行することはできないかと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 一方では、先ほどの答弁の中では7区域に分けて給水をしていますという答弁でした。7区域全体が整わなければいけませんという今の答弁ですよね、全体を見直すということですから。一方では、その7区域の中の一方の生田原の伊吹地区では必要としていると、今すぐにでも必要としていると。ほかのところはそうではないと。ただほかのところという丸瀬布で建てるという公営住宅ですね、あの地域もあそこ認可区域ではありませんから、あそこもその該当になるのかもしれませんが、今当面必要としているその区域を先に先行するというについてはできないのですか、全体がまとまらなければいけないということではなくて、必要としているその二つの区域に限定をして3先にやるということはどうですか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 先ほども申しましたように、人口的にはやっぱり各7地区ですか、2万1,000人という将来人口に対して7地区に対してはある程度の将来を見越した割り振りというのですか、していかなければならないと思います。それがある程度確定した後であれば、今お話しありました、どうしても優先順位的な早く必要などころにつきましては同時並行的にその箇所だけを進めると、認可変更に向かうような事務手続を進めるということは可能かと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） ぜひ、この伊吹地区については大きな施設が三つあるわけですから、それなりの給水量が見込めますので、早急にその対処をお願いをしたいというふうに思うのです。ただ、伊吹地区と、あそこという岩戸地区というのでしょうか、要するに生田原中学校のグラウンドのところまでは境界までは水道来ているのですよね。要するに伊吹地区と岩戸地区との境界線までは国道を挟んで両側に水道管布設されているのです。そこから学校通団地というのですか、岩戸地区にある、あそこまで給水が行っているという状況になっていますよね。その岩戸地区と伊吹地区との境界から、プライムいくたはらのほうに引っ張るとなると、多分距離でいったら300メートルぐらいですかね、もっとあるかな。多分300メートルぐらいかなというふうに思うのですが、プライムいくたはらでいうと施設だけではなくて、職員の住宅も五、六戸張りついていますよね。そこにも水道は行ってません、当然認可区域ではありませんので、行ってません。そういったことを含めて、やはりぜひ1年でも早い供給について努力をお願いをしたいというふうに思っています。

もう一つちょっとお聞かせをいただきたいのですが、実は伊吹地区にあります伊吹高原定住団地というのですか、あれ、あの国道から左側の川の方にある団地、あそこは認可

区域ではないのですが、実はあの水道入ってます。これは学校通団地から、あの川沿いのほうの民地を通して水道管布設されて上水道入っています。あの伊吹地区の認可区域を申請をするときには、あの団地も含めた中での認可区域の拡大という申請になるというふうに思いますが、そういう認識でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 今の御質問の趣旨に沿って手続はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 角度を変えて別の聞き方をしたいと思うのですが、プライムいくたはらは旧生田原町時代の町の施策としてやった企業誘致ですよね。北光学園は神社の横にあった旧学園校舎が地滑の地域になっているということもあって、今の現在地に移転したはずですよね。そうやって考えますと、旧生田原町時代のときにやった企業誘致だとか、その学校の移転の計画だとかということになると、そこに本来は事前に水道の認可区域を拡大をさせて、そこに水道を布設をすると、そういう条件のもとにそういった企業を誘致するだとか、学校を移設するだとかということにならなければ、本来おかしいですよね。旧生田原町の問題ですから、新遠軽町になってその責任を追及するというわけにはいきませんが、これからはやはりそういったことをやろうとするときには、事前にそういった認可をする、拡大をしていく、そしてそこによくという形をとってもらわなければいけないというふうに思うのですが、今後のあり方についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

旧生田原町さんのほうで水道を誘致したときにつけていなかったということが、それがいいか悪いかというのは、今後も私どもも今いろいろチャンスがあれば企業誘致をやっているところがございますから、お話しいたしますけれども、それはやっぱりそのときの相手の会社なり、またそれがその来るところの地域なりを考えまして、その相手ありの話になると思います。すべてが100%全部そろえますから、来てくださいということにはならないのかとも思います。ただし、今この問題になっているところにつきましては、北光学園なりプライムいくたはらさんなり、これは非常に新遠軽町にとっても重要な施設、福祉の面でも雇用の面でも非常に重要な施設と考えております。そういったことから、私も

《平成23年3月10日》

できるだけ早くそこにやはり基本的なインフラである水道を通せないかということで、担当のほうにも指示していたところでございまして、その結果、いろいろ手続上の問題が出てくるということで、今回委託計画費なりを計上して、できるだけ早く着手したいなというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 最後に、先ほど7区域に供給をしている全体計画が整わないと、将来の人口減少なども含めて全体を見ないと、この認可区域の拡大については計画できないという答弁だったというふうに思うのですが、ことし基本設計やります丸瀬布の仮称やまなみ団地でしたか、あそこの建設用地も実は認可区域外なのですね、あそこもしたら、先ほどの答弁と同じように全体の計画が立たないと、認可申請はしないということなのですか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 丸瀬布浄水場、丸瀬布の給水区域ですけれども、新しくできる団地、現在給水区域にはなってませんが、今後の建設計画に最終的に建設計画と最終的な給水使用開始に間に合うような認可区域の変更をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） ことし基本設計、来年多分実施設計になるのですかね、あのやまなみ団地でいうと、そして平成25年くらいから建設ということになるのだというふうに思いますが、認可については間に合うという認識でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 間に合うように手続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 最後に、町長のほうからも1日でも1年でも早くこの生田原の伊吹地区については開設に努力をしたいという話があったのですが、そのようにもう一度確認させていただいて、私の質問を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほどの答弁のとおりでございます。事務的なものが整いまして、そしてさらに、今遠軽町といたしましてはいろいろ大型な事業が始まる可能性もございます。そういった中で、一刻も早くやらなければならないもの、やるべきものを選択しながら、可能な限り早期着手に努めたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 以上で、山田議員の質問を終わります。

通告4番、山谷議員。

○11番（山谷敬二君） ー登壇ー

私は、通告に従って2点質問させていただきたいというふうに思います。前の議員がよい時間帯を残してくれたのでしっかりやろうというふうに思っております。

1点目、子ども手当の新年度予算計上に当たっての考え方についてであります。

地方6団体は国の案をおおむね了承する共同声明を公表していますが、神奈川県を初め、地方負担分を予算に計上しないということで、市町村で反対の姿勢を示しているところが多々あります。

本町においては、予算に計上していますが、町長の所見を伺います。

二つ目ですが、昨今の厳しい財政状況の中、当初予算を組むときに慎重に検討し、事業の選別や優先順位や緊急性など、また、真に取り組むべき事業に集中するなど予算編成に当たっては、惜しみない努力をしていると思います。

そこで、当初予算のあり方について、近年予算編成方針から編成過程を丁寧に公表する自治体がふえています。予算編成や査定がどうなっているのか、町民は全く知ることができません。町民の皆さんがよく理解できるような行財政運営をするためには、予算編成の仕組みについて、また過程の公開が必要と考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

山谷議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、1点目の子ども手当についてでございます。

子ども手当につきましては、現民主党政権は当初、子ども手当を全額国費で負担する予定でございましたけれども、財源不足により平成22年度においては、地方や事業主に負担を求める児童手当法の仕組みを残して財源を確保したものでございます。また、平成23年度予算においても同様の制度としております。

子ども手当につきましては、児童手当から子ども手当に移行後も、地方自治体の大きな負担が残るとして、全国市長会では子ども手当の全額国庫負担を求める決議が採択されまして、県によっては地方負担が発生する場合子ども手当をボイコットする宣言がなされまして、7県の知事が連名で署名いたしました要望書が国に提出されるというような状況になってございます。

本町においては、平成23年度予算において予算編成当時の国からの通知に基づき、地方負担分も計上した上で、子ども手当関連予算を計上しているもので、今後子ども手当法案の動きにより、子ども手当関連予算の組みかえもあり得ると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

当初予算編成についてでございます。

その過程の公開が必要と考えるということでございますが、予算ができるまでの過程でございますけれども、本町の予算編成作業が例年10月下旬から国及び町の予算編成方針に従いまして、事業主管課から提出された予算要求書ごとに、その事業説明を求め、その事業、事務内容のヒヤリングを行う財政課長査定を経まして、翌年の1月中旬から町長査

《平成23年3月10日》

定を行い、当初予算要求額を集計、予算書を作成し、町議会で当初予算を審議いただく流れとなっております。

現在、本町ではこの予算編成の過程における公開はしていませんが、住民の皆様には広報、ホームページ等により当初予算の概要を初め、予算・決算に関する情報など、各種財政情報を公表しているところであります。

その過程における公表のあり方については、他自治体の事例などを参考に研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 大もとのところは町長からお話あって、組みかえることもあり得るという御返事をいただきましたので、この部分に関しては政党の部的な国会でのこともありますので、これ以上ふれることはしないでおこうというふうに思います。ただ、事務的なことに関して尋ねさせていただきます。

御存じのとおり、法案が国会でまだ審議されており、関連法案もそうですが、3月末までに決着しなければ、以前の児童手当に戻ると、恒久法に基づく児童手当に戻ることになります。たら、ればの話ではありませんが、戻った場合、当町にはどんな困難が生じるのだろうかというところで、例えば、旧児童手当については所得制限があるわけです。また、今子ども手当は中学3年生までいただいているところが、前に戻ると小学校6年生になってしまうというようなことで、所得の把握ができなければ所得証明もいただかなければいけないというようなことも出てきますし、また、この3月、4月に当たっては転出・転入の時期であります。町内の方の把握ができないときに、他自治体に問い合わせなければいけないとか、いろいろなことが出てくるだろうなというふうに感じます。

それで新聞報道によれば、他自治体ではコールセンターを設置する的な、そんな自治体もあるように聞いております。遠軽町では今言ったところ、どんなふうに考えているのかお返事ください。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今国会でも争点の一つになっております子ども手当法案の審議の状況にもよりますが、法案の成立がない場合には、児童手当の制度に戻ることが想定をされております。しかし、現行の子ども手当の電算システムを児童手当のシステムに再度改修する必要があること、また、データの移行等の作業もあることから2カ月半程度の期間が必要になると、システム業者のほうからお聞きをしております。

また、3月、4月につきましては、議員御指摘のとおり、転出入の時期でもございますし、2月、3月分は子ども手当、4月、5月分は児童手当の併給で6月支給という格好になることから、所得の把握といった作業も必要となり、6月の支給はかなり困難になることが想定されます。事務的に混乱が生ずることも想定されますが、また住民の方からもお

問い合わせが多数あるというふうに想定されますので、国の対応が固まり次第、広報等でお知らせをするとともに保健福祉課内に問い合わせの窓口を設置して、住民の方々からのお問い合わせに対応すると同時に、御不安の解消に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） この部分に関しては、私の疑問点がかなりすっきりさせていただいたかなというふうに思っております。ただ、言われたように、支給していたのは6月、10月、2月ですか、年3回で、今回はその4月までは子ども手当、4月以降はもしかしたら戻ってしまうということで、非常に複雑きわまりない形でそれを支給される方は戸惑うのではないかなというふうに思っているところです。しっかりと広報等で周知したりしていただいて、混乱がないようにしていただければなというふうに思います。

2点目のほうに入らせていただきます。

先ほど、町長が言われましたように、予算編成過程はホームページ等々で、また多少親切に10月からにのっとりということでお話しされましたが、再度なかなかこの部分は私どもびんと来てないので、財政課長査定があって、町長査定があって、今回に向かっているのかなというふうに思いますが、その先ほど時期的なことも重ね合わせて、どんなふうな流れになっているか、もう一度教えていただきたいと。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） お答えをさせていただきます。

まず、時期的なお話ということでございましたので、まず予算編成方針等々に基づいて査定を行ってまいるのでございますが、基本は遠軽町財務規則の中に予算査定の関係について決められております。

予算編成方針を、まず予算に関する基本的な方針でございます予算編成方針、これをもとに部課長に通知をいたします。それから予算の見積書を各部課から求めるということで、それをもとに課長査定を初めております。今年度におきましては、平成22年の11月29日から12月10日までを課長査定として行っております。課長査定の中では、要求のあった内容等の審査、必要な調整を行っております、その結果を今度は町長に提出し査定を求めるということとなります。町長査定につきましては、明けて平成23年1月17日から1月26日まで町長査定を行っております。町長査定の結果、計数を私どもで整理をしまして、予算原案の調整をして、町長決裁を受け、そし今回皆様方に予算の審議をいただくという流れでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） というような流れになっているのは町民は全く知らないのです。私ども議員活動をする中で、いろいろなことを知らされているというような状況かなというふうに思います。町民が思うには例えば、これから福祉センター等々、いろいろな

ごみ処理の話が出てくるのでしょうけれども、大きな事業になればなるほど、いつ、何で、どうしてこれがこんな金額なのだろうかなど、どうして言っていたこういうことがだめだったのだろうかなど。今、課長が流る流れを教えてくださいましたのでけれども、担当課に町民が要望いろいろあります。そういう要望を担当課が聞いて、その方針に従って予算要求してくれるのだろうと思います。そのほかにいろいろな団体から、また我々議員もいろいろな要望を出していくかもしれない、そういうのは結局この3月の定例終わって4月に、先ほど話していたように広報なりで知るわけですよ。もちろん財政課で出している町の収入と使い道という中身を見ると懇切丁寧には書いてあります。それは我々はわかりやすいのかもしれないですが、町の人が我々が言っている部分がどうなったのだろうという部分が見えないわけですよ。ほかの自治体でこれを公表している、ホームページで公表しているところは、本当にリアルタイムにやっているところがあるのです。町長が先ほど言った方針の部分で、要望があればどうぞみたいなところもあります。今こういう査定をしますと、その中で削られたとかで、ふえている部分、そういうことによって、ああそうか、この部分減らされて、こっちがふえているのだと見えるのですね。そういうことでホームページ等にリアルタイムとまではいなくても、公開する気持ちはありませんか。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） お答えをさせていただきます。

予算編成過程につきましては、今、議員からお話ございましたけれども、財政課のほうで町の予算と使い道ということで、昨年も全戸配布させていただきました、その冒頭、最初のページに私が今説明した流れについても記入はさせていただいておりますけれども、なおわかりやすくなるように努めていきたいと思っております。

査定の実際の町の現状でございますけれども、予算の要求ですとか査定の状況の開示ということ、公開ということになりますけれども、予算編成の過程の数字でございますが、非常にこの数値変動する要素が多いわけでございます。また、未確定な状況の中で、この査定の内容を明らかにするということは、かえって混乱を招くというようなおそれもあるということで、現在少ない人員と限られた時間の中で査定中は財政課、それから要求当局についても真剣な議論を行っているところでございます。そこをある程度しっかりと煮詰まった中で、仮に公表するにおいても、どこまで今度公表する範囲、内容についてもなおちょっと検討を要するものであろうかなと考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） しつこいと思われぬように、誤解されないように質問だけさせていただきます。

今、この査定段階での数字というのは変動すると、未確定的な部分があり、逆に公表することによって混乱を招く可能性もあるというお話をいただきましたが、遠軽町より大きなところがこれ公表しているのですね、もっと予算規模の大きいところが。課長はそこ

がどんな混乱を招いているか招いていないか、ちょっと意地悪的な質問ですが、思われるかを御返答いただきたいなというふうに思うことと、ちょっと紹介をさせていただくと、私どものこれ予算に絡むかどうかなのですが、所属させていただいている委員会で、昨年施設調査をやらさせていただきました。そしていろいろ指摘をさせていただきました。その後担当課から時にあたり回答をいただきました。そのときには既に対処しました、今修理しています、今現状はこうです、いつの時期に直せるか微妙ですと、来年度の予算に計上しました。ただ御了解いただきたいと、町全体で考えることであって、要望はいたしましたけれども、ボツになるかもしれない。非常に我々委員、議員はわかったのですよ、流れが、こうやって活動させていただいてという部分が、いいなというふうに感じたところなのです。ですから、町長も検討していく、課長も検討していくということをいただきましたが、今言った形で無理がないと大変な労力と時間を有すると思います。これ大変だと思います。という流れの中で、どこの部分が混乱を招いてできないのかというところを、もう一度聞かさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） お答えをさせていただきます。

ホームページでの公表ということで、私ども知り得る中でも、例えば北海道、札幌市等々、大きな自治体で公表されているようでございます。その中身につきましても、私どもも承知しているわけでございますけれども、出す以上は数字だけではなくて、要求の内容、またどういった過程で今その公表した段階でどのようになっているかというような、当然ながら文言による説明等も出てきます。

今、これを遠軽町で行うということになりますと、大きなところはそういうようなシステムである程度計数出るのでしょうけれども、まだちょっと遠軽町はそこまでいっておりませんし、何よりそこに至れば本当によろしいのでしょうけれども、財政課としては出す前の段階のさまざまな各課から出てきている要望につきまして、資料も含めて、またその要望のあった事項の背景も含めて各部課長、また担当等に話を聞きながら査定をしているわけございまして、できればもう少しその時間のところに時間をしっかりかけて、そしてこの議会の場においてより適切に丁寧な説明で理解を求めていただくと、そのように考えているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、山谷議員の質問を終わります。

1時まで、暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

杉本議員がおくれるということでございます。

それでは、通告5番、岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

私は、通告書に従って2点についてお伺いをします。

1点目は、住宅リフォーム助成制度についてですが、この制度について、昨年6月議会での質問に対して町長は、経済効果が出るのは明らかであるが検討させてほしいという答弁をされていました。

このたび、早速町長の執行方針にもありますが、このリフォーム制度について実施を見たということは大変ありがたいなというふうに思います。

先日、3月3日の新聞報道によると、商工会議所が住宅リフォームのプレミアムつき商品券を発売するということでした。割増率は10%で、5万5,000分の商品券を1枚5万円で合計1,000枚、額面総額5,500万円を販売するというものです。

この商品券では、最大5万円の助成を受けられるわけですがけれども、50万円以上のリフォームをする場合のメリットは少なくなる半面、50万円以下の小規模のリフォームは、やりやすいということがあるかなというふうに考えます。

この取り組みによって、地域経済の活性化にどのような効果があるのか、大いに期待するものですが、次の点について伺います。

1点目は、期間が5月から11月までの6カ月間というのは非常に短い期間だというふうに思いますが、その理由は为什么呢。

2点目に、商工会議所、あるいは商工会に登録していない業者はいるのでしょうか。

3点目に、今後本格的な助成制度として実施する展望を持って、発展的な制度実現に向けて検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目に、信頼される学校づくりについてですが、平成23年度教育行政執行方針には、「最後に、信頼される学校についてですが、学校存立の基盤は一人一人の教師の信頼にかかっていると言っても過言ではありません。そのためには、学校評価等を実施し、各種研修事業への参加を奨励しながら、専門職としての資質を高めてまいります。あわせて、学校評議員制度を活用するなどして、保護者や地域住民の意見や願いが繁栄できる風通しのよい学校づくりを進めながら、町民の負託にこたえるよう努めてまいります。」とありますが、次の点について伺います。

一つ目、学校の状況について、教育委員会としてどのように受けとめているのでしょうか。

2点目に、学校評議員制度は、どのように機能しているのでしょうか。

3点目に、信頼される学校、一人一人の教師の信頼は、どのようにつくり上げていくのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員出席。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

《平成23年3月10日》

岩澤議員の御質問住宅リフォーム助成制度についてお答えをいたします。

先般、新聞報道にございました遠軽商工会議所が発行予定しておりますプレミアムつき建設券についての御質問でございます。

初めに、プレミアムつき建設券について御説明をいたしたいと思っております。

今回発行を予定しております建設券は、新聞報道でも建設工事用プレミアムつき商品券という記事のとおり、住宅リフォームだけではなく土木、建築工事や電気、水道、造園工事など、建設業法に分類されている建設業種で使用できる幅広いものとなっておりますので、御理解をお願いいたします。

質問1点目のプレミアムつき建設券の有効期間について、6カ月と期間が短い理由でございますが、その理由の一つとして、建設工事等の減少で厳しい経営を強いられております事業者の景気刺激策が目的でありますので、短期間のうちに仕事が受注できるようにしたところであり、それにより地域経済が早期に刺激され活性化するよう考えたところでございます。

また、例年公共工事等の発注が少ない時期であります5月から実施するというようにしたところがございます。

二つ目として、建設券の有効期間が6カ月を超える場合には、資金決済に関する法律の規制対象となるものであり、今回発行を予定しておりますプレミアムつき建設券については、法律の規制を受けないものとするため有効期間を法定除外の6カ月にあわせたものですので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

次に、質問2点目の商工会議所、あるいは商工会に登録していない事業者がいるのかとの御質問でございますが、商工会議所並びに商工会から伺っているところでは、非会員事業所はあるということがございます。今回の建設券発行事業には、町が支援をして実施する事業でありますので、商工会議所並びに商工会の会員事業所でなくても、建設券の取扱事業者として登録することができるというふうにしてございます。

質問3点目の、本格的な助成制度として実現に向けて検討すべきとの御質問でございますが、今回のプレミアムつき建設券発行事業につきましては、建設系工事等の減少で厳しい経営状況である建設事業者の景気刺激策として、いわゆるカンフル剂的即効性がなければならないと判断して実施することにしたものであります。

したがって、昨年6月の議会でも答弁しましたとおり、住宅のリフォームが行われ、住宅に関連する産業が活性化することによりトータル的に地域経済に与える影響が大きく、さらには、雇用の安定につながるということが重要であると認識しておりますが、今後につきましては、事業の効果等も見つつ、本町の財政状況並びに事業の優先度、さらには緊急度の踏まえた上で検討したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

《平成23年3月10日》

○教育長（河原英男君）　－登壇－

岩澤議員の２番目の御質問であります信頼される学校づくりについて、お答えいたします。

１点目の質問であります学校の状況について、教育委員会としてどのように受けとめているかについてお答えいたします。

初めに、学校の施設設備の状況であります。校舎や体育館の耐震化が不十分で、改修工事が必要な学校があります。あわせて、水はけの悪いグラウンドを抱える学校もあり、大きな課題の一つとしてとらえておりますが、これらにつきましては、多額の財源を必要とすることから、財政当局とも十分協議をしながら、緊急性の高いところから順次取り組む必要があると考えております。

次に、学校が行っている教育活動についてであります。各学校は児童生徒に対する基礎的、基本的な学力や社会性を身につけるための活動、豊かな心や健やかな体を育成するためのさまざまな活動を意図的、計画的、継続的に実施しており、さらには、創意と工夫を持って教育活動を展開し、保護者や地域住民などの信頼にこたえているものと受けとめております。

また、教職員は、指導力を高めるために自己研さんを初め各種研修会にも積極的に取り組んでおり、教育委員会といたしましても遠軽町独自の研修費を予算措置し、教職員の一層の資質向上と学校や教職員に対する信頼を高めるために、研修の充実に努めているところであります。

一方、教職員の職務が多岐にわたり本来の職務である児童生徒に対する指導や、児童生徒に向き合う時間を十分に確保できないという深刻な状況もあります。遠軽町といたしましては、これらの状況を少しでも改善するために、平成２３年度から特別支援教育支援員をすべての小中学校に配置できるよう予算措置し、円滑な学校運営に努めていく所存であります。

２点目の質問であります学校評議員制度は、どのように機能しているかについてお答えいたします。

学校評議員は学校運営に関する校長の責任と権限を前提として、学校運営に関し学校外の保護者や地域住民などの多様な意見を幅広く求めることを目的に導入されているものであります。町内すべての小中学校において、そのような目的が適切に果たされていると認識しているところであります。

３点目の信頼される学校、一人一人の教師は、どのようにつくり上げられていくのかという質問であります。既に一部お答えいたしました。公教育に求められている目標を達成するための努力を惜しまないこと、さらに、その内容についての説明責任を果たすことなどは、揺るぎない信頼を築き上げるためには欠かすことのできない重要なことと考えます。

また、一人一人の教職員にあつては、服務規律の保持や法令遵守はもちろんのこと、教

育にかける情熱が感じられる教師、児童生徒に寄り添う教師、そして、学び続ける教師は確固たる信頼をつくり上げていくものと考えます。教育の成果は学校や一人一人の教職員の努力だけではおのずと限界があることから、家庭や地域の理解と協力もいただかなければなりません。

今後ともそうしたお力添えを賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 先ほどの 町長の答弁で大方疑問点は払拭されたような気がするのですが、今回はカンフル的な意味で取り組んだということで、今回交付金を活用したということについてはすごくよかったなというふうに、私も感じているところです。

今の答弁の中にありました、私心配したのはあの新聞の報道では、商工会議所に所属しているといいますか、会員の業者に限るといようなことが記事としてあったわけですが、今、答弁にあったように、会員以外の人その事業の対象になるということで、これは町民にとっては非常にいいことだなというふうに考えます。その点については商工会議所との話についてはあるわけですね、当然。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） お答えをいたします。

商工会議所、それから遠軽商工会のほうと事前に協議しておりまして、そのように取り扱うようなことで進めております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） この制度自体はとりあえずは6カ月間ということで今回取り組むということですが、全国的な取り組みを見ますと、ちょっと時間がかかるようなんです、この周知についてですね。遠軽町も平成16年から18年この制度を実施して、あの際は利子補給ということでやったので、余り町民にとって魅力がなかったのか、4件だけだという報告がありましたけれども、住民に十分理解されるように、一定の時間が僕は必要だなというふうに思うのですよね。ちなみに岩見沢の例を挙げれば、ぜひ参考にしてもらいたいと思うのですが、平成19年度から取り組んで制度の内容の拡充もあったりして、年々利用者がふえているということです。岩見沢の場合は、50万円以上に対して10%、それから限度額が30万円の助成ということで、初年度は規模が大きいですから、8,000万円の予算に対して58%の執行率。手続を簡素化した2年目は執行率74%、3年目はさらに内容を充実して、65歳以上のお年寄りとか障害者、小学生以下の子供のいる家庭を優遇世帯として、助成率を15%、限度額を45%に引き上げた結果、前年と比較して54%増、金額で1億600万円を超える助成になったという結果が出てます。その中で優遇世帯の利用者が75%にもなったということで、やっぱりこういう人たちにとっては本当に必要な措置だというふうに考えます。特に、こういう優遇世帯というものを設けて実施するためには、やっぱり通年の助成制度としてしっかりこの制度を持つ

ということが大事かなというふうに思います。

行政による住宅リフォーム事業の積極的な推進によって、住宅の長寿命化や、それから耐震化等による安心・安全な住宅の改修、それから町内の建設業者や関係する業者の仕事の確保、活性化につながるというのは、町長の答弁にあったとおりです。私もそう思います。

今回の取り組みをきっかけにして、町民にとってさらに魅力的な制度というふうになるように、例えば補助率をもうちょっと上げるとか、そういうふうなことで町の活性化につながるように、行政や関係する皆さんの努力に期待したいと思います。町民への周知の仕方をどういうふうにするのか、聞きたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） お答えをいたします。

これも事前に協議しておりますけれども、町民の皆さんへの周知につきましては、チラシ等を作成してお配りするようなことも考えておりますし、町の広報にも記載をさせていただきます。そのほかホームページ等々にも掲載をしようということで、今考えて進んでおります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ありがとうございます。

それでは2点目のほうに入ります。

先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、信頼される学校づくりは、一人一人の教師の信頼にかかっているという、この教育委員会の方針には私も全く同感です。そのためには先生方に精神的、物理的な余裕がどうしても必要ではないかなというふうに思います。このことにかかわって、遠軽町内の学校の教育委員会としての認識について、今るる説明がありましたけれども、先生方に聞くと、いつでもとにかく忙しいという言葉が返ってくるのですね。こういう言葉は教育長、教育委員会としては把握していますか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをいたします。

教職員が日常的に多忙感を感じているという現実には、例えば先生方の勤務時間外における仕事の実態などについても、現状を認識しているつもりでありますし、先ほどもお答えいたしました。本来の職務であるところの児童生徒に、直接接する時間が十分にとれないという声も学校現場からたくさん私はお聞きしているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 先日新聞に先生方の休憩時間は、法的には60分とれることになっているけれども、実態は平均六、七分だと、決して余裕がなくて教員は疲れているという記事がありました。今の教育長の話もそういう内容だったと思うのですが、先生方は

実際には平均月60時間ですね、超過勤務が、教職員の病気・休職者に占める精神疾患の割合は2009年度で78%に上るという記事もありました。先生方大変疲れている、ストレスにさらされているという状況なのですが、この状況について、これを緩和する方策ということは教育委員会として何か考えられるでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 日常的にといいますか、恒常的にといいますか、先生方が過酷な勤務実態にある、それを改善、あるいは緩和するための措置を教育委員会として考えていないのかということについてのお尋ねであります。基本的には多くの場合教職員は県費負担教員制度によっていることから、私どもとしても、国の教育行政政策に小学校、中学校、高等学校も含めて、定数改善を図られるよう強く要望し続けているところであります。一部は平成23年度から35人学級という制度も取り入れましたけれども、一層その定数改善が速やかに実行のある形で進められることを、これまでよりも強く要望・要請してまいりたいと考えています。

なお、町独自でそういったことを考えられないかということについてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、特別支援教育支援員を今年度、前年度にも増して充実させていただきました。とは申せ、限られた財政事情の中での措置でありますから、まだまだ不十分という指摘を受けるかもしれませんが、教育委員会としては現段階では精いっぱいのことをさせていたいただいているという認識を持っているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 皆さん、もう既に御存じのように、実際子供がいる間は先生方は休憩なんていうのはとれないのですよね。休み時間というのは子供たちにとっての休み時間であって、担任、あるいは先生方はその間子供と一緒に遊んだり、子供と話をしたり、話を聞いたり、あるいは次の授業の準備をするために動いているわけです。だから、ほとんど休憩時間というのはトイレに行くくらいで、実際に職員室で座って5分でも休むというふうなことは、なかなか小学校の場合はないですよね、実態として。中学校の先生は空き時間がある、自分で研究する時間はあるかもしれないけれども、それにしても中学校もいろいろな仕事を抱えているわけですから、先生方は大変だろうと思います。

さらに、子供が帰った後は、会議とか打ち合わせとか、例えば自分の仕事の計画とか、まとめとか、報告、それから子供の採点評価や記録なんかもびっしりあって、中学校の場合はさらにその上、部活動ですから、以前に聞いた話では中学校の先生、部活では5時半、冬は5時半ぐらいですか、夏は7時ぐらいまで待って、若い先生はその後教材研究するので、学校に10時過ぎまで残って自分の仕事をしていくのだという先生もおられました。こういう状況で先生方に精神的な、物理的な余裕を持つというのは非常に厳しいかなというふうに思います。

そういう現状から、やっぱり町としても、教育委員会としても、何とかその辺先生方に

余裕を持ってもらえるように、休みをとってもらえるように、これは今教育長言われたように国の仕事ですから、定員が定員増になることが一番いいことなのですが、あるいは学級の定員が子供たち数が、ことしは1年生だけ35人になりましたけれども、30人、あるいは欧米ではもう20人前後ですよ。そういうふうな仕組みになっていけばいいのですが、今先生方は非常に疲れているというのは全国的な状況です。そういう状況をしっかり教育委員会としても認識していただきたいということです。

ちょっと変わりますけれども、評議員制度ですね、先ほどお答えありましたけれども、これ学校にはPTAという組織がありますよね。学校外の意見を聞くということでしたけれども、学校、あるいはPTAと評議員というのはどういう関係になるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 基本的には、PTAという組織は父母と教師の会、したがって、これは社会教育関係団体です。学校評議員制度というのは、これは法の定めによって本町にあっても、教育委員会の管理規則の中でうたっているものでありますが、実際に各学校で評議員をお願いしている方々は、現職のPTAのお仕事をされている方であったり、過去にPTAに深くかかわっておられた方であったり、学識経験者であったり、したがって、評議員の中には現在もPTAの会員で積極的に活動していらっしゃる現役の方もいらっしゃいますから、そういう意味では重なっている部分も多少ありますが、制度としては別物と、そのように認識しているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 先ほど、学校に関する学校外の人の意見を聞くという趣旨だったろうと思うのですが、この目的が、制度の目的。今のお話ではPTAの人も混じっている、それ以外の人も混じっていると、この評議員の中にね。ということであれば、この上のほうで決めた制度ですか、国で決めた制度ですか、ということ、やらざるを得ないという状況があるのかもしれないけれども、実質的にはどんな働きをしているのでしょうか。地域の人のお話を聞くという機会も校長さんたちの中にはあるだろうし、先生方は直接地域に住んでいて、あとは保護者ともよく話をする機会はあるわけだし、何かこの制度自体が無理につくる必要のない組織ではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 本町における学校評議員制度で、何を期待しているかということについてお話をさせていただきますが、遠軽町学校評議員規定というのがございまして、その中に、役割を定める条項として第5条があります。関係部分だけちょっと読み上げてみたいと思いますが、学校の教育目標及び教育計画に関する事項、二つ目に、教育活動の実施に関する事項、三つ目に、家庭や地域との連携に関する事項、そして、最後に、その他、校長が必要と認める事項、これらに関する意見を求めることができる、このよう

《平成23年3月10日》

に定めております。

学校評議員制度そのものの大まかな性格であります、これは評議員が苦情その他要望などを申し述べる場ではないと私は受けとめています。そうではなくて、あくまでも学校を側面から支援していく、そういう性格を持った制度だと、このように私は理解をしているところであります。したがって、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、町内各小中学校における学校評議員の方々は、その趣旨、目的に沿った役割を果たしていただいているものと私は認識しています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 学校を側面から支援していく組織ということで、そういう機能を十分に果たしていければいいかなというふうに僕も思います。ただ、そうでないような働きをすることが出てきたら、これはまた大変なことになりますね。そこで、さらに伺いたいのですが、やっぱり信頼される学校づくりというのは大変大事なことです。そのために教育委員会として子供たちの成長のためにいろいろなことをやっていただきたいと、学校も教育委員会もという期待は町民の皆さん、父母の皆さん皆持っています。

ところで、昨年5月31日ですね、道教委が施行した情報提供制度というのがありますが、これはどういうものでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 私もその資料を持参しておりませんので、私の理解している範囲でお答えをさせていただきますが、この制度は道教委が教職員の服務に関する気づいたことを申し述べる、あるいは訴える、そういう窓口を設定したと私は理解しております。では、何を具体的に知らせ、あるいは通報するかということで言えば、恣意にわたることとか、あるいは単なる嫌がらせ、苦情のたぐいはその範疇には入らないと、あくまでも先生方の服務に関することで気になること、あるいはおやっと思ふようなことがあれば、何なりと知らせてほしいという趣旨でつくられた制度と私は理解しているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） この制度は、今教育長が言われたような善意の制度とはとても考えられないのです。実は昨年度起こりました政治的な組合の絡んだ問題、これも含まれていると思うのですが、この情報提供制度は、簡単に言うと道民が教職員を監視して、学習指導要領に基づかない授業内容や教職員の政治的行為について法令違反として道教委に密告させる制度と、私から言えばですよ、こういう制度でこの通報制度はあるよということ北海道3月号のこれにも出ているのですよね、そういう内容で。指導要領に基づかないこととか、政治的なポスター張ったりしてないかというふうなことも載ってます。こういうことがあったら直接道教委に知らせろということなのですよね。この通報制度、各学

校で行われているPTA活動なんかも台無しにするもので、保護者、それから教職員の信頼関係をつくるのではなくて壊す、あるいは溝をつくる。教職員と保護者、それから地域住民が今力を合わせて子供を育てていこうという評議員制度の趣旨にも、教育長の言われるこの評議員制度にも真っ向から反対して、みんなで力を合わせていくことを阻害する制度だなというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） これからお話をさせていただくことは、私の個人的な見解であることをお断り申し上げたいと思いますが、この制度が本当に必要なかどうかということ言えば、私も疑問を感じています。ただ一方、先生方が、最初の答弁でもふれさせていただきまされたけれども服務規律をしっかり守った上での仕事ぶり、あるいは法令を遵守した仕事ぶりであるならば、このような制度が仮にできたとしても何ら恐るるに足りない、それくらいの気概を持っていただきたいというのが私の思いであります。そしてまた、道民の方々も当然良識をお持ちのことだと思いますので、これを本来目的以外の形で運用するなどということは、私はないだろうと信じています。ただ、そういう懸念、今この時期にこういう制度がどうしても必要であったのかどうかということについては、先ほどもお話しさせていただきましたが、大きな疑問を私自身は感じている者の一人でありませぬ。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 教育長の姿勢はよくわかりました。道教委のこの姿勢は、市町村の頭越しで情報を集めるという市町村の教育委員会を信用しないひどい進め方だということで、ある自治体の教育長はこうも言ってます。全体主義下における活動にも似て、それ恐ろしさすら感じる。今回の情報提供制度で学校と地域の信頼関係を根本から壊そうとしている道教委の姿勢は、市町村教育委員会を全く信用していないと言わざるを得ないという教育長もおられます。やっぱり心配する教育長はいるということですよ。

この制度がこれ以上広がらないようにということ、あるいは今教育長が言われたように、良識を持って皆さんが対応するということは必要だろうというふうに思います。先生方教員の信頼というのは、本人のたゆまない努力と研修による教師としての指導力、これをつけることによって、わからないことがわかった、できなかったことができたというように、子供の成長や子供の平和が子供自身、あるいは親、この人たちが実感できたときに初めて先生に対する信頼というのが生まれるのだらうと私は思います。

さらに、教師集団として心一つにして先生方が、学校全体が子供たちのために全力で何かを頑張っているという姿が親や地域の人たちに見えたときに、そこに学校に対する信頼というのは生まれるのだらうというふうに思います。先生方一人一人の研修が保証されているかということ、先ほど教育長は、研修費たくさんつけて研修も皆さんしているというふうな話がされてましたけれども、先生方に聞くと、学校が忙しくて研究会になかなか参加

できないという声もあります。そういう現場の声を教育長、聞いてますか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） その件に関する現場の先生方の声についてですが、今、御指摘のことについてもお聞きしております。ただ、教育委員会として、それを改善する具体的な、ああ、こうしてくれて仕事がしやすくなりました、あるいは研修にも気兼ねなく参加できるようになりましたという手だてを、残念ながら持ち合わせていないことを申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 先生方の実態、あるいはなかなか研究会に参加する時間もとれないというのは、学校としての体制の問題だし、これ教育委員会ひとりで、なかなか今の状況ではできるということではないということは、私自身も理解します。ただ、現実、例えば中学校で免許外の教科を指導しなければならないという先生方もおりますね。そういう先生方の苦労も大変なものだろうというふうに思います。

それから、産休代替の先生、途中で産休に入った場合、そこに代替の先生を補充することなどもなかなかできないという実態があります。そういう学校は先生方により負担が多くかかるという現実があるということですよね。その辺も理解していただきたいというふうに思うのですが、学校アンケートというのがありますよね、学校アンケート、これは教育委員会として把握してませんか。学校アンケートをとってそのアンケートに寄せられた声を直接プリントにして親に返しているということがありますが、教育委員会は把握しておりますか。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 現在、質問いただきました学校のアンケート等でございますが、各学校で保護者、それから学校によりましては子供からも意見なりを聞く、そういう機会を設けまして、学校の中で評価して学校運営の中に役立てるという形で実施されているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） これも扱いによっては大変だなというふうな思いをします。それはもちろん建設的な意見を言ってくれる人もいますが、名指しではなくても、教科だとか、学年だとかを記載した先生への批判ですね、批判といいますか中傷ですか、私それ見てませんけれども、これ先生から聞いた話ですが、そういうことも載っていると、それが子供を通して渡されていると。そういう内容を子供たちが見たときに、何を感じるのだろうかというふうに思うのですよね。だから、その扱いについてもやっぱり慎重に期すべきだと思うし、子供にいい影響は与えないだろうと思うのですよね。その辺のことを教育委員会が指示してどうこうではなくて、子供にどういう影響があるのか、そのアンケートはいいのですが、その処理について慎重を期すようにやっぱり各学校に、再度どういふ

うなことをやっているのか、どういうふうに扱っているのかということを知りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 学校アンケートのやりとりを子供を介してやっていることについての心配される事柄について、もし、弊害等が懸念されるような状況、あるいは実態も含めてどんな状況になっているのか、校長会議、あるいは教頭会議、あるいは先生方に実情を伺いながら、改善すべきところがあれば改善をしていただく働きかけもしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） もう一つ重要な制度があります、教職員評価制度というのがありますよね、これはどのような制度でしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） この制度も文科省及び各都道府県レベルで、もう既に実施されている制度であります。教職員が一定の期間における職務の状況を幾つかの項目にわたって、学校にあっては教頭が第1次評価者、校長が第2次評価者というような形で評価する制度でありまして、そのねらいとするところは、それぞれの教職員がそれぞれに目標を持って、それに向かって努力をし、他者に評価をされて、さらに次なる意欲、活力を期待しての制度と理解しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 実は、これも教職員を分断する制度になる可能性があります。今教育長言われたように、教員を鼓舞する制度であればいいのですが、実際に起こっていることはこういうことなのですよ。一つの学校で教職員を評価して、今手当に反映されますね、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 現在のところ、年2回支給となっています。期末手当に反映されているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 今の段階では手当に反映されているのですが、そのうち給料に反映されるのではないかと心配を先生方はしています。個人で見ても、前の年まで何か中身によると、Cが現状維持で、Bが一つ上と、Aになったらもっと上というふうにランクづけされているようなのですが、B評価だった人がCにされた、自分は去年よりも一生懸命やったつもりなのに何でランクが下がったのだろうかということがあつたのだそうです。それから、もう一つ、これも先生方同士の関係になってくるのですが、何かやっても

あの人はランクを上げるためにやっているのかなというふうに見る人が出てくるのではないかという心配してます。結局教職員としての団結を壊す方向にこの制度が作用する心配が非常にあると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 今、岩澤議員御心配の点は、実は人が人を評価する、あるいは評価される、このことの本質的な難しさであります。評価が評価者の恣意や好みによって結果が左右されるとすれば、これは制度そのものの根幹にかかわることでもありますから、現に慎まなければならないことは申すまでもありません。その意味では、特に評価する者の何をどう評価するかという眼力を高める勉強といたしますか、研修といたしますか、より客観的なものにするためのふだんの努力、あわせてしっかり人を見る目を養う、そういうことがなければ、岩澤議員御指摘のような弊害も心配されようかと考えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 学校評価という制度もありますよね。この学校評価の目的と、それからだれがどのような基準で、いつ評価しているのかということも教えていただきたいと思いますが。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） この制度は何も教育の世界だけのことではありませんで、昨今費用対効果であるとか、結果説明責任であるとか、そのことでいえば、学校も取り組んできた教育活動、あるいはその成果がどうなっているかということとを直接その業務に携わった校内の教職員による評価もありますし、それ以外の方々の言葉を変えますと、部外者による評価も今導入した上で、より公平で客観的な学校に対する評価ができるような制度として今運用されているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 時間がなくなってきたので、また別の機会にやりたいと思いますが、最後になりますけれども、今年度の学力テストについて、何か町村ごとに順位をつけてということも言われておりますが、新年度について遠軽町として学力テストに参加するかどうか、それについてはいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 平成23年度の全国学力学習状況調査に、遠軽町教育委員会は参加するのかわからないのかということについてですが、実はこの調査は過去4回実施されました。23年度は5回目となるわけではありますが、私どもが聞き及んでいるところによりますと、道教委は調査結果について、町村名、学校名を明記した上での結果の公表を検討したいという意向が伝えられました。それを受けて遠軽町教育委員会は、過去4回にわたる調査はいたずらに競争をあおることにつながりかねない、そのような結果の公表、ある

いは一層地域間格差、学校間格差を生じるおそれのあるその種の公表については、文科省も強く控えてきた経緯がありましたので、これは重大な変更につながるということで、もしも町村名、あるいは学校名が明らかになるような公表するということになれば、遠軽町としてはこの第5回目となる調査から離脱せざるを得ない、そのような教育委員会における協議決定をいただいたところではありますが、その後、道教委は町村名及び学校名が明らかになるような公表は差し控える方向で今後とも関係市町村教育委員会及び関係団体、関係団体と申しますのは、全道小中学校長会、全道中学校長会を具体的には指すわけではありますが、それらとも協議を継続してまいりたいとの意思表示を得ましたのでそのことが、そのことがと申し上げるのは、町村名、学校名が明記されないような形が保持されるのであれば、第5回目となる学力学習状況調査に遠軽町の小学校、中学校も加わりたいと、このような意向を現段階で持っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 昨年までの状況であれば、学力テスト参加するという教育長のお話でしたけれども、学力テスト自体はもう教育長、今話にあったように競争的な、子供たちをただ競わせてという、この一斉学力テストになっているので、ぜひこれは判断をしていただきたい。現場ではこの学力テストのために一日つぶれているのですね、担当学年は。それでなくても時数時数と、時数の確保、駒の確保ということを盛んに言われ続けて苦勞をしている上に、この学力テストで一日アンケート待って、午後からもつぶれるという話でした。もうこの学力テストを日本が手本にしたイギリスでは、もうやめているのですよね。これは余りにも弊害が多いということで。先生方の中にもやっぱり学力テストを何のためにやるのと、大事なことは今日の前にいる子供たちに基礎学力をきちんとつけてやろうと。そのためにしっかり学習指導をしよう、そのために教師としての力をつけよう、研修にも行きたい、勉強もしたいと、こういう先生方が圧倒的に多いわけです。そこを保証することが今大事なことであって、学力テストをそれでなくても時間のない学校の現状の中で、これを実施するというのはぜひ再考していただきたいなというふうに思います。

以上、いろいろ今見てきましたけれども、教育委員会として遠軽の子供たちの教育にとって本当に大事なその信頼される学校づくり、一人一人の信頼される教師づくり、この方針を実現するためには、今現実に起きている教育現場での矛盾を一つずつ、教育委員会としてできる範囲で取り除いてあげることが今一番大事なことはないでしょうか。

教職員の評価制度、それから学校評価や情報の提供制度、こういうふうに誤った政策の現場への押しつけをやめて、先生方が余裕を持って子供たちに指導をできるように、条件整備に全力を尽くすというのが教育委員会としての最大限やるべき任務だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 昨日、教育委員長からの教育行政執行方針にもありましたとおり、教育という仕事は大変重要でありますし、また、広く町民の方々も子供を育てることは町を育てることだと。その重要な職務にかかわらせていただいている私ども、全力を挙げて23年度の教育行政の執行に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解と御協力を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○9番（岩澤武征君） 終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

2時20分まで、暫時休憩します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告6番、岩上議員。

○7番（岩上孝義君） 一登壇一

通告に従いまして、質問いたしますけれども、行政改革の今後と、この取り組みについてどうするのだという形の中で、町長の執行方針の中で「みんなで進める協働のまちづくりにつきましては、町の発展は行政の力だけではなく、町民の皆様の方が必要であり、無駄のない効果的なまちづくりを目指すため、協働のまちづくりを進めてまいります。」とあります。

また、行政改革の推進につきましては、平成18年度策定の行政改革推進計画に基づき、行政改革を進めてまいりましたが、この間の検証結果を踏まえて、さらなる行政改革を推進してまいりますとあります。

またさらに、行政改革推進計画基本方針では、効果的な行政運営体制を確立するため、町民ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織を確立し、職員の定員管理及び給与の適正化に努めますとあります。

以上のことを踏まえ、次の点について伺います。

一つ目として、本所、総合支所との人事の交流は進んでいるのか。

二つ目といたしまして、本所、総合支所の位置づけはどう考えていますか。

三つ目といたしまして、総合支所の職員配置は適正であるか、どう考えているのか。

また、四つ目としては、さらなる行政改革を進めるとありますが、その方向性はどうか。以上の4点についてお伺ひいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

行政改革の今後の取り組みについてということで、岩上議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

本町の行政改革につきましては、合併後の平成18年3月に行政改革大綱を定め、平成18年5月には、大綱の目標である持続可能な自治体運営の確立に向け、地方分権にふさわしい行政システムを確立し、行政機能の向上と効率化を図り、町民の信頼にこたえる行政を一層進めるために推進計画を策定し、それぞれ取り組みを進めているところでございます。

さて、一つ目の本所、総合支所等の人事異動は進んでいますかとの御質問でございますが、本所、総合支所につきましては、行政機能の効率化はもとより、住民サービス、利便性の確保、コミュニティー支援、地域づくりなどを基本とし、機構の変更や事務の見直しなども行い、その中で人的確保や適材適所の配置などを考慮しながら、人事の異動について進めてきているところでございます。

二つ目の本所、総合支所の位置づけはどのように考えていますかとの御質問でございますが、効果的で効率的な行政運営の視点から、従来から事務の一元化に努めてきており、その中で本所は総合支所との情報共有や連携を強化する中で、総合的に予算編成や計画の策定、政策課題の推進調整を進めていく役割もあり、総合支所につきましては、地域性を生かした効率的で利便性のあるサービスの提供、町民地域ニーズに的確にこたえる体制を維持し、総合支所で完結できるものを定めるなど、本所、総合支所の役割機能を十分発揮し、遠軽町のまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えております。

3番目の総合支所の職員配置は適正と考えていますかとの質問でございますが、前段の御質問でもお答えいたしましたとおり、行政機能の効率化や本所、総合支所の役割などを考慮し、機構の変更や事務の見直しなども行いながら、職員の配置を行ってきております。

また、遠軽町の職員数につきましては、定員管理適正化計画を策定しながら進めてきており、限られた職員の中での配置でありまして、総合支所の職員配置につきましても、総合的な判断の中で進めてきておりますので、御理解いただきたいと思っております。

4番目のさらなる行政改革を進めるとありますが、その方向性はどの御質問でございますが、5年間の取り組み結果につきましては、広報紙などを通じ町民の皆様にお知らせをし、本町の行政機能の向上と効率化の推進に対し、一応の成果を上げることができました。しかしながら、少子高齢化の進行や世界的な経済不況での雇用不安、地方分権改革の進展など、地方自治体を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあることから、地方分権時代にふさわしい住民主体の魅力あるまちづくりの実現と将来にわたる安定した行財政基盤を確立するため、5年間の取り組みの結果を踏まえ、引き続き自主的かつ総合的な行政改革について取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的な取り組み内容につきましては、平成23年度において第2次推進計画として策定をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○7番（岩上孝義君） それでは、1番目の本庁、総合支所との人事異動交流は進んでいるかと。今までに3地区合わせた中での人事交流はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） お答えを申し上げます。

まず、合併時に旧3町から本所には当時合計で37名の職員が本所のほうに異動をしてくれている状況でございます。ただ、それ以降の人事異動を具体的に何年に何人とかという、そこまでちょっと現段階で資料を手持ちがございませんので、お答えができないのでおわびをしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○7番（岩上孝義君） ということは、総合支所から吸い上げてはいるけれども、本所より総合支所には人事異動はなかったということですか。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 今の御質問でございますが、本所から支所への人事異動につきましては、例を挙げて申し上げますと、平成18年だったと思いますけれども、生田原、それから丸瀬布への副支所長としまして、それぞれ1名ずつ配置をする、あるいは担当のほうも本所のほうから生田原、あるいは本所のほうから丸瀬布へ数名移動をしているという状況でございます。ちょっと詳細について申し上げられないのは申しわけありません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○7番（岩上孝義君） なぜこういう質問をするかということは、地域の一体化ということは、前町長もそうですけれども、今の町長もおっしゃられている。要するに総合的な判断の中で、地域の交流を深めていく、そして地域の実態を覚えてもらう、知ってもらう、これが行政の一体化ではないのかなと、このように思っているわけでございます。

悪いのですけれども、丸瀬布、生田原に副支所長として来ておりました。そこで定年という形の中で、では実体的に本所へ来て生かされているのかと。縦割社会の中でそういう面が多々してあるということでございます。それで、今後ともそういう考えはあるのかなのか。本所から各支所に人事の交流等はあるのかなのかと。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広井副町長。

○副町長（広井澄夫君） 人事異動でございますので、そのときそのときの状況にあわせて中で、人事異動を行っているところでございますので、その今申し上げましたような、そういった状況の中で本所のほうから支所、また支所のほうから本所、また支所間というふう、そういった人事の交流といいたまいますか異動、これらについては今後についてもあり得るということで、お答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○7番（岩上孝義君） それでは、2番目の本所、総合支所というのは、総合支所となれば各総合支所の中で技術を持った職員が普通おられるのが通常ではないのかと。その中で、例えば丸瀬布の話を出して申しわけございませんけれども、丸瀬布、白滝とかけ持ちの中で技術職が1人いる。では事業現場の中で説明を求めたいときに、わざわざ白滝まで行かなければならない。これが今までの実態であります。また、保健師の問題についても約2年間職員不在でした。その中で、嘱託職員が1名配置されておりますけれども、嘱託職員の中は月に17日制限がある。まして、職員的な職務権限はない。それでしばらくしてから、遠軽本所のほうから週に1回2回来るのですけれども、机の上に座ったきりで現場には出られない。また出てもわからないような状態が続いたというようなこともありますもので、具体的に総合支所とはどういうものかと。支所であれば統括した中であるのですけれども、総合支所と名前が合併時についているわけですから、そこら辺の町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） では、私のほうからお答えいたします。

岩上議員の御質問、本所と支所間の具体的に言ったら職員の配置ですとか、そういったお話かと思っておりますので、私のほうから包括的なお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、本所はやはり本所と総合支所合併してできました。当然本所は本所の役割がございまして、旧役場のままで同じく旧遠軽町のここの役場ですね、それと旧丸瀬布の役場が合併したものですから、同じ仕事をしているわけではございません。そういった意味でやはり本所と支所が分かれたということでございます。

それで、その中でやはりもう一つは、合併のときに一番大きなことはメリットは何であったかという、これはやはり人件費の削減でございました。もし合併しないという選択をしていけば、また相当な厳しいはっきり言って職員が、ほかの町を言ってあれですけども、いろいろ財政的に今破綻しているような状況の町もありますけれども、そういったことにもなりかねなかったということも事実であります。そういったことを踏まえて、合併のときにも職員の数を一定限何名にしますというふうなことで合併協議の中でもお示しして、私たちは今のこの道を選んだというふうにご認識してございます。

そういった中で、合併してみても、確かにそのときにいろいろな計画がございました。財政の計画もそうでございます。そういった中で、合併の計画はございますけれども、これ

はやはり合併した中で、実際に私たちが合併してみているいろいろなことが当然年数もたってきたし、起こっているわけでございます。そういった中で、職員の配置だとか、その組織のことについては、やはりそれはそのときにこれからは適材適所、そしてまた人件費の問題、それが財政に与える問題なども考慮しながら、本所、総合支所の職員配置等も十分検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○7番（岩上孝義君） 人件費については、本所においても支所においても同じだと思うのです、かかわるものについては。その3番目の職員の配置という形で一緒になりますけれども、またこれ丸瀬布の話ですけれども、イベント関係が非常に多いといった中で、仕事は段取り八分とよく言われております。そのとおり今の職員の中でもパンク寸前でやっているわけです。なぜかと言うと、産業課の中で観光協会の事務局を待ってるわけなのですよ。今この11、12、13日であります歩くスキーから始まって、藤まつり、観光まつりと、その中にまたいろいろなイベントが挟まってきている。職員の適正配置、人事権を町長は持っておりますから、今地域によってはこれ以上職員を減らされたら、本当にパンクすると。まして地域の場合高齢化が進んでいる、同僚議員からも出てましたけれども、高齢化とは何歳かと、何パーセントからだ。丸瀬布の場合、高齢化率45%でございます。イベントをすとしたら役場の職員に頼らざるを得ない。かといって、では遠軽から来てくれるのかと。イベント当日は来るかもしれないけれども、それまでの段取りは間に合わなくなるのですよということで、適正配置を町長は今、それを適材適所に配置すると言っているのですけれども、もう一度確認しておきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 丸瀬布支所ということで、岩上議員御質問のことでございますので、丸瀬布支所につきましては、特にいこいの森とか、そういった大きな観光施設もございまして。そういった中で、そういったことも考慮しまして総体的にはほかの支所よりも多く、今現在も職員が配置されているということになっておりますが、今そういったような非常に厳しいという実態もお聞きしました。そういったことを踏まえながら、これまたなかなか人事の面は難しいものがありまして、ほかの支所との問題もありますし、先ほど来申し上げております本所のこともあります。そういったことを考えながら人事異動なりを、これからも進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○7番（岩上孝義君） それでは、4番目の問題の中で行政改革、今23年度立ち上がって、実は22年は何もなかったのですね、立ち上げも、見直し等も。恐らく行政改革審議委員会も募集はしていると思うのですけれども、そこら辺の状態はどうなっているのですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） ただいまの御質問に対して御回答を申し上げたいと思います。

先ほど町長からも言ってますように、行政改革を進めておりまして、計画につきましては21年度で5年間ということで一時的には終了してございます。22年度におきまして、新たに委員さん公募をかけまして2名の応募がありました。今年度につきまして、また推進委員会開催していないのが実態でございます。今までの5年間の経過を踏まえまして、使用料・手数料等につきましても、19年に改正してからちょうど今年度の10月で丸4年になりますので、それを踏まえて23年度におきまして新たな行政改革の計画を策定いたしまして、進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○7番（岩上孝義君） なぜそういうことを言うのかというと、これまた一つの原因があるわけでございますね。例えば、地域審議会等々を各地で開いているわけですが、年に2回ほどですか、それから町政懇談、町長室、いろいろあるのですけれども、この中に前々回でしたか、私も出ておりますけれども、その中で地域は地域の所長、課長が答弁に立っているわけですよ。私はこれではだめだと。それで、部長が来て答弁しなさいと、いや地域のことわからないと。それから審議会自身の活動の中に出てたと思うのですよね。それが出てきてないと、見えない部分があると。行政改革の中の根本的なものを見直しというもの、それからもう一つ言われているのは、この補助金の問題ですね。これらを含めた中で全体をどのような見直し方をしているのか、方向性というのは一応ある程度決めなければならないと思うのですけれども、そこら辺についてはどうですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 補助金につきましても、合併後減少いたしまして、それぞれの当時各団体とお話を行いまして、こういう形で進めるというお話はさせてもらっていると思います。これもあわせて4年間過ぎまして、4年後には見直すということもあわせて考えてございますので、その中で先ほど言いました使用料・手数料とあわせて見直していきたいというふうに思っておりますし、当時各団体によっては23年度ぐらいまでもきちんと決めて見直ししてきたという部分もございますので、その辺も含めまして検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたと思います。

以上で、終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩上議員の質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会といたしたいと思います。これに御異議ありません

《平成23年3月10日》

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長(前田篤秀君) 本日はこれをもって延会といたします。

午後 2時42分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤 秀

署 名 議 員 石 田 通 行

署 名 議 員 高 橋 真 千 子

《平成23年3月10日》